

The diagram illustrates the internal control system of a company, organized into several key components and their interactions:

- 株主総会 (Shareholders' Meeting):** The highest authority, responsible for the selection and dismissal of the Board of Directors and the Board of Supervisors.
- 取締役会 (Board of Directors):** Composed of 5 directors (including 2 external directors), it oversees the Representative Director and the Board of Supervisors.
- 監査役会 (Board of Supervisors):** Composed of 3 supervisors (including 2 external supervisors), it monitors the Board of Directors and the Internal Audit Department.
- 報酬委員会 (任意) (Remuneration Committee):** Composed of 3 members (including 2 external members), it proposes and commissions the Board of Directors.
- 会計監査人 (Accounting Auditor):** Performs audits on the company's financial statements and provides advice to the Board of Supervisors.
- 内部監査室 (Internal Audit Department):** Conducts internal audits and reports to the Board of Supervisors.
- 代表取締役 (Representative Director):** Oversees the Business Execution Department and the Board of Directors.
- 経営会議 (Board of Directors):** Composed of 10 executive officers (including 3 directors), it provides advice to the Representative Director.
- コンプライアンス委員会 (Compliance Committee):** Provides advice to the Representative Director.
- 業務執行部門 (Business Execution Department):** The operational core of the company, receiving instructions and supervision from the Representative Director and the Board of Directors.
- 顧問弁護士 (Consulting Lawyer):** Provides legal advice to the company.

The diagram uses various arrows to indicate the flow of information and authority: solid arrows for direct reporting or instruction, dashed arrows for advisory or monitoring roles, and large hollow arrows for selection and dismissal.

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示の基盤となる企業姿勢

当社は、株主・投資家の皆様に対し「公平性」「公正性」「適時性」を重視した情報開示を行います。

2. 適時開示に関する社内体制

東京証券取引所の定める適時開示規則に規定する決定事実または発生事実（以下「内部情報」という）を認知したときは、次の手続きにより開示を行っております。

- (1) 当社の社員が内部情報または内部情報に該当する可能性のある情報を知ったときは、情報管理担当者（各部門の部長・支店長）に報告。
- (2) 当社の役員または情報管理担当者が、内部情報または内部情報に該当する可能性のある情報を知ったときは、情報管理責任者（IR広報戦略室長）に報告。
- (3) 情報管理責任者は報告を受けた情報が内部情報に該当するかどうかを判断し、情報開示責任者に報告する。
- (4) 情報開示責任者は情報開示の要否を確認、必要な社内決裁（取締役会決議または稟議による決裁）を進める。
- (5) 社内決裁後、内部情報に該当する場合は出来る限り速やかに公表する。

※緊急に開示すべき事実が発生した場合には代表取締役の承認後速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付。

以上のシステムに関して、インサイダー取引防止規程を制定し、当社の全役員・社員に周知させております。

また、同規程において、当社の役員、一定以上の資格を有する社員及び業務上内部情報を知り得る立場にある社員が、当社の株式を売買する場合には、事前に定める書式により情報管理責任者へ届け出ることになっております。

3. 決算情報開示に関する社内体制

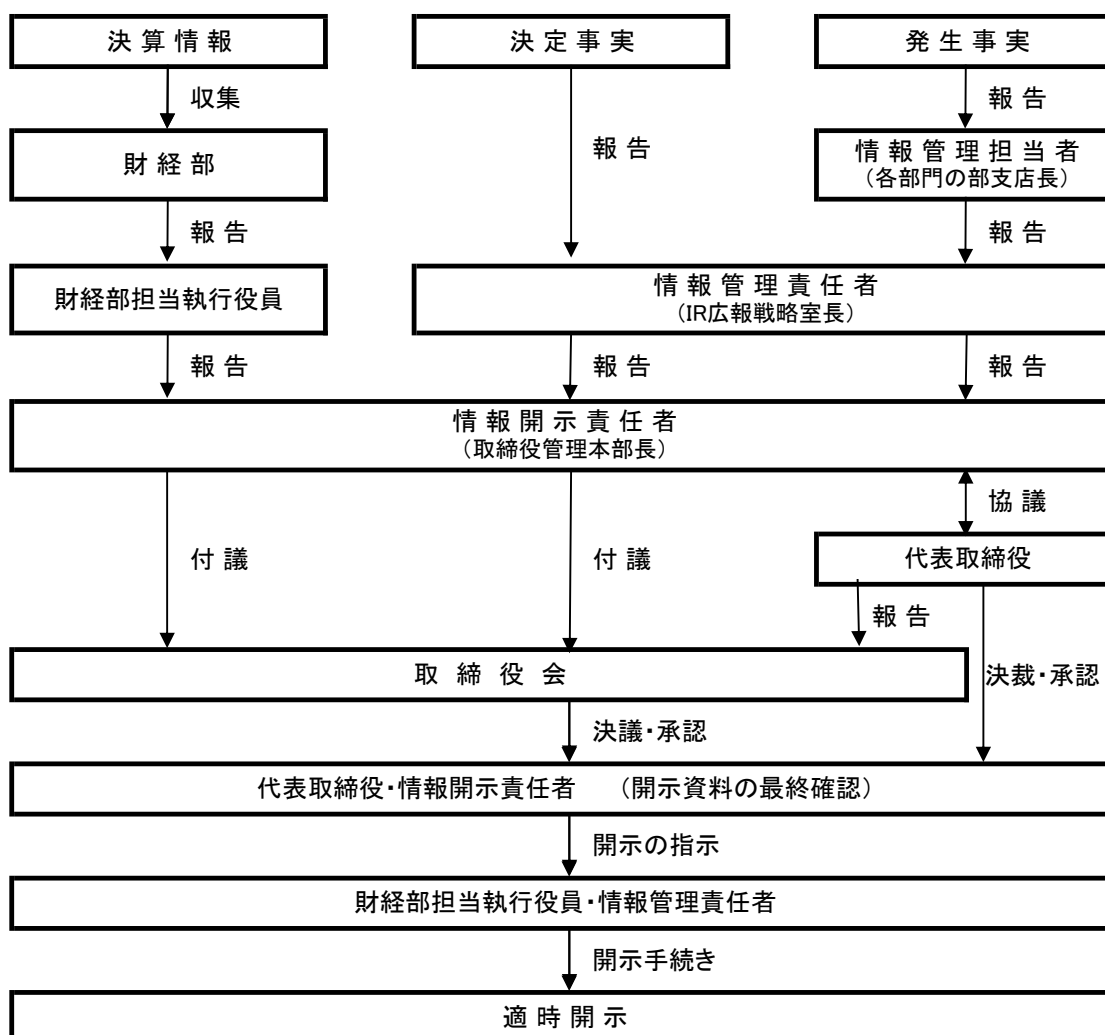
決算情報については、次の手順により開示を行っております。

- (1) 決算情報を各担当部門から経経部が収集
- (2) 経経部が原案を作成
- (3) 経経部担当執行役員が内容を確認
- (4) 情報開示責任者（取締役管理本部長）が内容を確認（取締役会決議を要する場合は当該決議を含む）の上、公表する。

4. 情報開示を理解するための活動

当社は、適時かつ適切な情報開示を行いインサイダー取引を防止するために管理職研修、コンプライアンス教育等を実施し、周知に努めております。

【適時開示体制の概要（模式図）】



【当社役員のスキルマトリックス】

氏名		当社における地位	企業経営	営業 業界知識	事業戦略 マーケティング	人事労務 ダイバーシティ 社会性向上	財務・会計	DX IT	学術 技術 環境	リスクマネジメント 法務	国際経験	内部統制 ガバナンス
1	羽生 成夫	取締役社長執行役員	○	○	○			○	○	○		○
2	矢部 隆光	取締役常務執行役員	○		○	○		○			○	○
3	坂本 慎一	取締役執行役員		○	○			○				
4	吉永 康樹	社外取締役	○		○		○					
5	関根 修一	社外取締役				○				○		○